

公益認定等に係る内閣府令の改正案に関する意見募集手続 (パブリック・コメント)の結果について(平成20年4月28日)

内閣府公益法人行政準備室
(公益認定等委員会事務局)

1 意見募集対象

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案

2 意見募集期間

平成20年3月1日(土)から平成20年3月30日(日)まで

3 意見等提出者数

1-(1)関係: 4

1-(2)関係: 25

4 提出された意見等の内容

御意見として比較的多かったのは、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行する場合における、事業年度の設定方法に関するもの及び計算書類等の作成期間に関するものでした。

5 提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方は、別添1及び別添2のとおりです。これ以外にも、府令案への意見でないものもありましたが、今後の業務の参考とさせていただきます。貴重な御意見等を提出いただき、ありがとうございました。

6 その他

内閣府令は、平成20年4月25日に公布され、同日施行されました。

別添1 認定法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見

別添2 整備法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見

別添3 認定法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照表

別添4 整備法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照表

※ なお、2月に当委員会が行った質問募集で寄せられた御質問については、すでにその回答を当委員会のホームページにFAQの形で掲載しているところですが、今回のパブリック・コメントにおいて、類似の御質問(御意見)が含まれていました。これらの御意見等については、FAQを引用の上、御参照いただくこととしたものもあります。

別添 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	第38条第2項	公益認定を受けた後の計算書類の作成は、認定を受けた日と認定を受ける前の日に区分して作成するのではなく、認定を受けた日の年度当初に認定を受けたものとみなして、計算書類を区分することなく、当該年度一括の作成としていただきたい。認定を受ける前と後で事業に変化があるわけではない。予算との関係においても、認定日とそれ以前の予算の区分はかなり煩雑になり、一年度において二度決算処理を行うのと同じことになる。	民法34条法人	公益認定を受けた前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更になることから、計算書類を分けて作成していただく必要があります。認定の前後で分かれた2つの書類は、両者で通年の計算書類を構成することから、決算手続きとの関係では、事業年度終了後の定時社員総会又は定時評議員会において、一回で承認を受けることが可能です。
2	第38条第2項	追加される38条2項に規定する「公益認定を受けた日」に関し、行政庁が公益認定を行う際には、法人の認定申請の際に希望する認定予定日を尊重して頂きたい。すなわち、認定日は、物理的に認定書を交付した日ではなく、法人の要望に従い、年度開始の日ないし下期開始の日などに、いわゆる先付け又は後付けで設定できるように配慮頂きたい。	民法34条法人	公益認定は、行政庁から諮問を受けた第三者委員会の答申に基づきますが、委員会の答申は直ちに公表されること、行政庁は答申を受け取った後に認定を行うことから、申請法人にとっても認定日について見通しが立てやすいプロセスになっているものと考えています。
3	第38条第2項	公益認定日前後で計算書類等の作成を分けて作成することについて法令で規定すべきではない。 公益認定を受けた日の前後で分けて損益計算書を作成する場合、公益目的事業の実施や公益目的財産からの収入が前後で偏った場合、公益目的事業比率が50%を割り込むことや公益目的事業の実施より収入が上回るなど、認定取消の対象となることもあり得るため、期間を分けることを内閣府令で規定するべきではない。	民法34条法人	公益認定を受けた前後で法人の名称や事業運営に係る規制が変更になることから、計算書類を分けて作成していただく必要があります。公益目的事業比率や公益目的事業財産など公益法人の遵守事項に関する計算は、公益認定を受けた日が起算日となります。

別添 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	第2条	<p>「特例民法法人が移行登記したときは、その前日を事業年度の末日とする」ことについては混乱の生じないように配慮されたい。</p> <p>① 年度途中で事業年度を切る（登記前日）と、次のような手続が集中する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例法人解散登記、新法人設立登記（本所・支所） ・特例法人に係る予算・業務計画変更理事会、総会 ・特例法人に係る決算、監事監査、決算理事会（旧理事）、総会、旧監督官庁への報告 ・新法人に係る、業務計画、予算作成の理事会（総会議決事項としない場合） <p>② 事業実施状況が年度途中で切れ、成果、収支の照査が不明瞭となる。</p> <p>については、次のような措置を検討されたい。</p> <p>① 経過措置として、事業年度は切らないようにする。</p> <p>② 又は、4月1日から新法人として事業計画、予算を作成出来るよう、認定日について配慮する。</p> <p>③ これらが不可能であれば、認定日の三ヶ月以上前に認定予告をしてほしい。</p>	民法34条法人	<p>公益認定を受けた前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更になることから、事業年度を区分するものです。</p> <p>公益認定は、行政庁から諮問を受けた第三者委員会の答申に基づきますが、委員会の答申は直ちに公表されること、行政庁は答申を受け取った後に認定を行うことから、申請法人にとっても認定日について見通しが立てやすいプロセスになっているものと考えています。</p>
2	第2条	<p>整備法施行規則改正案第2条は「移行登記をしたときは、当該登記をした日の前日を事業年度の末日とするよう定めるものとする」と規定しているが、これを全文削除していただきたい。</p> <p>本条は、認定、認可による登記前後において、当該移行法人の保有す</p>	民法34条法人	<p>公益認定を受けた前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更になることから、事業年度を区分するものです。</p> <p>公益認定は、行政庁から諮問を受けた第三者委員会の答申に基づきますが、委員会の答申は直ちに公表されること、行政庁は答申を受け取っ</p>

		<p>る資産、負債、純資産、損益の状況を明確に区分するため本来の事業年度中の移行登記であっても、いったん決算をさせる趣旨と解される。</p> <p>しかし、認定法、整備法が認定前後において区分を要求している内容は、特段、正規の決算手続きを経なくともこれを正確に計算・記録し、以後の計算においても適正な管理を続けることは十分に可能である。</p> <p>事務的にも、いったん決算作業を行い、さらに本来の事業年度において決算をすることとなり、多大の負担となる。</p> <p>今回の移行は決して法人をいったん解散し、新たに法人を設立するものではなく、法人格の同一性を保持しつつ新制度に移行させるものであり、行政庁の監督を容易にするため、このような過度の負担を移行法人に求めるべきでないと考えます。</p> <p>なお、税制の切り替えに伴い移行登記の前後で事業年度を区切ることが不可避である場合には、法人の希望を容れて認定・認可日を調整することを考えていただきたい。</p>		<p>た後に認定を行うことから、申請法人にとっても認定日について見通しが立てやすいプロセスになっているものと考えています。</p>
3	第2条	<p>移行年度途中の決算を実施すると、当然、公的事業比率・収支相償の原則等が達成できなくなる。移行年度と次年度で通算して基準算定を認める等の措置がないと、法人にとって移行は極めて高いハードルとなると推定する。</p> <p>「特例民法法人としての最終事業年度の期末は、移行の登記の日の前日となるようにすることが適当である」との定めに関連して移行年度と次年度の法人予算・決算の詳細を示される必要がある。</p>	民法34条 法人	<p>公益目的事業比率や公益目的事業財産など公益法人の遵守事項に関する計算は、もともと公益認定を受けた日を起算日としており、年度間の通算という考え方は採られていません。</p>
4	第2条	<p>当財団は、年度途中の認定申請も考えているが、本条文の目的が解説なくしてはわからない。「特例民法法人としての最終事業年度の期末と</p>	民法34条 法人	<p>特例民法法人は、移行認定・認可の申請に当たり、定款の変更の案を添付しますが、その定款の変更の案の附則において、移行前後の事業年</p>

		移行の登録日」の記載内容の解説が不可欠である。		度を定めることが考えられます。ただし、申請日以前には、移行日は不確定であることから、具体的な日ではなく、登記の日を基準とする定め方になります。例えば「整備法第106条第1項（又は第121条第1項）に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第〇業（定款の変更の案における事業年度の規定）にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。」という定め方です。なお、申請の際に添付するこの定款の変更の案は、旧主務官庁の認可は不要です。
5	第2条	<p>公益の認定（以下「認定」という。）あるいは一般法人への移行の認可（以下「認可」という。）の申請時期及び認定あるいは認可の時期によっては、移行時の事業年度に係る計算書類等の承認を行う臨時社員総会と定時社員総会が近接することがあり得る。</p> <p>この場合、社員総会（評議員会）を追加で開催することとなった場合には、費用及び事務負担が大きくなる。</p> <p>公益目的事業を適切に運営していくためにも、移行時における社員総会（評議員会）の開催を、直近の定時社員総会（定時評議員会）での承認で代替できるなど、弾力的な運用を認めるべきである。</p>	民法34条 法人	社員総会又は評議員会における承認については、特例民法法人としての最終事業年度（移行登記の日の前日を末日とするもの）に係る計算書類、その前の事業年度に係る計算書類、公益法人又は一般社団・財団法人としての初年度（移行登記の日を開始日とするもの）に係る計算書類が問題となりえます。この3つのうち2つは、移行登記の日の時期如何ですが、社員総会又は評議員会の開催日を調整することにより一度の社員総会又は評議員会で承認を受けることが可能と考えます。
6	第2条	当法人は、決算日の数か月前から決算の諸準備を行っている。こうしたことを踏まえると、新制度移行においては、申請してから認定・認可されるまでの期間は、公益認定等委員会の審議状況次第であり、申請した法人側で予測することができず、また、認定・認可から登記までの2週間以内で決算を迎えるため、当法	民法34条 法人	公益認定は、行政庁から諮問を受けた第三者委員会の答申に基づきますが、委員会の答申は直ちに公表されること、行政庁は答申を受け取った後に認定を行うことから、申請法人にとっても認定日について見通しが立てやすいプロセスになっているものと考えています。移行認定・認可を申請する法人が、申請書に添付

		<p>人の関係者（監査法人を含む。）にも多大な負担となるほか、公益目的事業財産や公益目的財産額などの算定が詳細に行えなくなるなどの懸念がある。ついては、特例民法法人としての最終事業年度の末日について、認定・認可日を法人側の意向に合わせる等、法人の事情を考慮した対応を願いたい。</p>		<p>する計算書類等は申請時まで既に既に終了している事業年度に係るものであり、同じく添付する収支予算書は、申請日の属する事業年度に係るものですが、申請時には移行登記の日はまだ不確定であることから、通常の事業年度を前提として作成した予算書になります。</p>
7	第2条	<p>移行登記日の前日を事業年度の末日とするよう定めることを法令で規定するべきではない。</p> <p>移行登記日の前後で分けて損益計算書を作成する場合、公益目的事業の実施や公益目的財産からの収入が前後で偏った場合、公益目的事業費率が50%を割り込むことや公益目的事業の実施より収入が上回るなど、認定取消の対象となることもあり得ることに加え、引当金の繰り入れ、引当資産の積み立て、外部監査の区切り等のため、移行登記日の前日を事業年度の末日とすることを内閣府令で規定するべきではない。</p>	民法34条 法人	<p>公益認定を受けた前後で法人の名称や事業運営に係る規制が変更になることから、計算書類を分けて作成していただく必要があります。公益目的事業比率や公益目的事業財産など公益法人の遵守事項に関する計算は、公益認定を受けた日が起算日となります。公益認定は、行政庁から諮問を受けた第三者委員会の答申に基づきますが、委員会の答申は直ちに公表されること、行政庁は答申を受け取った後に認定を行うことから、申請法人にとっても認定日について見通しが立てやすいプロセスになっているものと考えています。</p>
8	第2条	<p>第2条改正案は、法令で定める移行手続きの流れと矛盾するのではないか。</p> <p>改正趣旨は「移行認定・認可に際して添付する計算書類等の事業年度は、移行した時の移行登記の日の前日を事業年度の末日に設定する」というものだとして推定するが、手続きの流れは計算書類の作成、移行申請、移行認定・認可、移行の登記と進むため、計算書類作成時に移行登記した日の前日を予測することはできず、そのような計算書類を作成することは不能なのではないか。</p> <p>よって、例えば次のような条文に修正されるべきではないかと考える。「事業年度は（移行認定・認可を予測して）登記しようとする日の前日を末日とするように定めるものとし、</p>	その他	<p>移行時の事業年度の末日は、具体的な日ではなく、「移行登記の日の前日」という定め方になります。</p> <p>移行認定・認可を申請する法人が、申請書に添付する計算書類等は申請時まで既に既に終了している事業年度に係る計算書類等です。その後、認定・認可を受けて移行登記を行いますが、その登記日の前日で一旦事業年度を閉めることを改正案では定めるものです。</p>

		当該事業年度末日の翌日に登記しなかった場合であっても、当該事業年度の期間は変更されないものとする」		
9	第14条第1項	財団法人の「基本財産」、「公益事業に使用する土地、建物」、「公益事業基金（財産）」は、純資産額から減算するように同規則第14条に明記することを要望する。	民法34条 法人	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額としており、ご指摘のような資産を純資産の額から減算し、公益目的財産額から除外することは、法の趣旨からできません。
10	第14条第1項	「支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額」とはどのようなものか。また、法人の定款等の規定に基づいた事業に要する資産（額）であれば、公益目的財産額の算定から控除できるのか。	民法34条 法人 その他	「支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額」とは、法令等の要請により貸借対照表の純資産の部に計上されるものです。また、この「法令等」の「等」とは、通達又は通知を意味するものであり、法人が定める定款や内規によるものを含むものではありません。FAQの問X-3-①をご参照ください。
11	第14条第1項	「貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額を、公益目的財産額から控除する。」について、公益法人が行っている共済事業の準備金（積立金等）がこれに含まれると解するがいかか。	民法34条 法人	「共済事業の準備金（積立金等）」については、例えば、特定の業種について特別の法令によって計上することが要請されている準備金であって、負債として計上されている場合には、引当金に準ずるものとして取り扱うこととなります。FAQの問X-3-①をご参照ください。
12	第17条第1項	「実施事業に係る金融資産から生じた収益の額のうち行政庁が適当と認めるものについては、実施事業収入の額としないことができる。」とあるが、何故金融資産に限られるのか、土地、建物から生じた収益も対象にすべきではないか。	民法34条 法人	用途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益のみを財源として当該実施事業を行う場合に、支出額が収入額を上回らないため公益目的支出計画が終了しないと予想される場合に当該実施事業に係る収益としないことができるとしています。 これは、過去の積立金（基金）の寄附者の意思に基づき活用されている運用益について、当該寄附者が生存されていないことなどもあり得、当該寄附者の了解を得て用途の特定をはずすことができず、結果とし

				<p>て公益目的支出計画が終了しないという不合理を防止するための特例的な措置です。</p> <p>このため、金融資産に限定をしており、土地、建物から生じた収益は対象とはなりません。</p>
13	第42条第2項	<p>「各区分（第2号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。」とされているが、第2号「事業費」を細分から除くのは何故か。ちなみに、この条文に相当する認定規則30条（収支予算書の区分）1項では、同様に「第2号（事業費）に掲げる区分を除く。」とされているが、2項で、事業費に係る区分が規定されている。整備規則では事業費の区分に相当する規定は見当らない。</p>	民法34条 法人	<p>ご指摘のとおり整備法施行規則第42条第2項の改正案は誤りでした。お詫び申し上げます。ご指摘を踏まえ、同項の該当箇所を「各区分は、適当な項目に細分することができる。」と改めます。</p>